

大津市公報

令 和 4 年 10 月 13 日 号 外 (第 52 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

条 例

次

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和4年10月13日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第42号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議員報酬)	(議員報酬)
第2条 一略一	第2条 一略一
	第2条の2 前条の規定にかかわらず、議員が長期
	欠席 (定例会における一の通常会議の初日からる
	の最終日までの間に開かれる次に掲げる会議等の
	全てを欠席することをいう。以下同じ。)をした
	ときは、当該通常会議の最終日の属する月の翌
	以降の議員報酬は、支給しない。
	(1) 議会の会議
	(2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
	(3) 大津市議会会議条例(平成26年条例第1号
	第70条第1項及び第2項に規定する協議等の
	(4) 地方自治法第100条第13項の規定による議
	の派遣
	(5) 大津市議会委員会条例(平成26年条例第
	号) 第39条の規定による委員の派遣
	2 前項の規定は、長期欠席が次に掲げる事由に
	るものであるときは、適用しない。
	(1) 議員が出産のため、出産予定日の8週間(
	胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日か
	当該出産の日後8週間を経過する日までの範
	内に前項各号に掲げる会議等を欠席する場合
	おいて、その期間を明らかにして、あらかじ
	議長に届け出ているとき。
	(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医
	に関する法律(平成10年法律第114号)第18
	第2項の規定により業務への従事が禁止され
	<u>いるとき。</u>
	(3) 病院又は診療所への入院であって医師の診
	書の提出があり、やむを得ないものとして議
	が議会運営委員会に諮って認めたとき。
	3 第1項の規定の適用を受ける者が、当該長期

(期末手当)

第4条 一略一

2 一略一

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した議員にあって は、退職し、又は死亡した日現在)において議 員が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額 に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

<u>4</u> 一略一

席後初めて同項各号に掲げる会議等のいずれかに 出席したときは、当該出席した日の属する月以後 の議員報酬を支給する。

(期末手当)

第4条 一略一

- 2 一略一
- 3 前項の規定にかかわらず、基準日前6箇月以内 の期間(以下「対象期間」という。)において、 第2条の2第1項の規定により議員報酬が支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項 の規定により算出された額に、対象期間における 議員報酬が支給された月数を対象期間における議 員としての在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、 退職し、又は死亡した日現在)において議員が受 けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分 の20を乗じて得た額の合計額とする。

<u>5</u> 一略一

附則

この条例は、公布の日から施行する。